

秋田市障害福祉サービス等情報公表実施要綱

令和 6 年 6 月 27 日
市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の 3 および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に規定する指定障害福祉サービス等の情報公表に関し必要な事項を定めることにより、情報公表に係る事務を効率的かつ円滑に行うことを目的とする。

(基準日)

第 2 条 基準日は、毎年度 4 月 1 日とする。

(実施期間)

第 3 条 実施期間は、毎年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類)

第 4 条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、次のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助および指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援および指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問

型児童発達支援および指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(報告の対象となる事業者)

第5条 報告の対象となる事業者は、基準日より前において前条に規定する指定障害福祉サービス等を提供している事業者とし、基準日以降新たに前条に規定する指定障害福祉サービス等の提供を開始する事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに対象とする。

ただし、災害その他情報公表に係る報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除く。

(報告の内容)

第6条 情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8および児童福祉法施行規則第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報および別添2運営情報とし、当該情報の項目ごとに特に時期を定めるもののほか、報告期限前の新しい情報を報告するものとする。
- (2) 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報を報告するものとする。

(報告の方法)

第7条 事業者は、「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じ報告することとする。

ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、郵送による報告とする。

(報告の開始)

第8条 報告の開始は、次のとおりとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者
報告年度の5月1日
- (2) 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

当該事業者指定を受けた日

(報告の期限)

第9条 報告の期限は、次のとおりとする。

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

報告年度の7月31日

(2) 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

当該事業者指定を受けた日から1か月以内

(情報の更新)

第10条 情報の更新は、次のとおりとする。

(1) 法人および事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページおよびメールアドレスは、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、当該事項について修正又は変更があった場合は、速やかに秋田市に報告することとする。

(2) 前項以外の情報については、年1回の定期的な報告において情報を更新することとする。

(障害福祉サービス等情報の公表時期)

第11条 障害福祉サービス等情報の公表時期は、次のとおりとする。

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

報告後2か月以内

(2) 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

報告後1か月以内

(公表情報に関する苦情等)

第12条 公表情報に関する苦情等は、次のとおりとする。

(1) 公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する苦情等の窓口は、秋田市障がい福祉課障がい福祉担当とする。

(2) 公表情報に関する利用者等からの苦情等については、事業者に対して照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、利用者等に説明を行うとともに、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の

訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとする。

(3) 公表情報に関する苦情等については、対応の経過を記録するものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 27 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。